

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る和解申立てについて

1 主旨

区では、区営・区立住宅の家賃滞納者に対して督促や納付相談を重ね、滞納の解消に向けての取り組みを行ってきたところである。

本件は、区と委任契約を結んでいる弁護士からの督促等による連絡には応答があり、面談等を通じて債権の回収に努めたが、解消に至らず退去を促したところ、令和 3 年 3 月末日までに明け渡すとの申し出がなされたため、明渡しとその後の支払いに不履行が生じたときに備え、専決処分を得たうえで、訴え提起前の和解の申立てを行うものである。

2 これまでの経緯

平成 1 5 年 1 0 月 本件住宅に入居。

平成 1 9 年 4 月 収入超過に認定され、現在まで、収入超過認定が継続している。
(明渡し努力義務が課せられていることのお知らせを送付)

平成 2 9 年 9 月 滞納が始まる。(文書、電話、呼出による催告を実施)

平成 3 1 年 3 月 分割納付の計画を組んだが、支払いがなされなくなった。

令和 2 年 7 月 弁護士に対応を委任。

1 0 月 弁護士による面談にて令和 3 年 3 月末日までの明け渡すとの申し出がなされる。

3 和解申立の内容

申立人 世田谷区

相手方 使用者： ██████████ 在住

滞納金額 2, 2 8 4, 4 0 0 円

申立の趣旨

(1) 相手方は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、本件建物を明け渡す。

(2) 相手方は申立人に対し、滞納金の合計額を令和 3 年 4 月末から完済まで毎月 3 0, 0 0 0 円ずつ分割して支払う。

(3) 本件建物の明渡しを遅滞したときは、令和 3 年 4 月 1 日から明渡し済みまで 1 か月 1 6 万 8 0 0 円の割合による損害金を支払う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 専決処分

都市整備常任委員会（専決処分の報告）

令和3年 1月 東京簡易裁判所へ訴え提起前の和解申立て

2月 第1回区議会定例会本会議（専決処分の報告）